|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第　　号  　年　月　日      　　 　　　　　　様  丸亀市長  丸亀市保育士宿舎借り上げ事業補助金交付決定通知書  　　　年　月　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、丸亀市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。 | | | |
|  | １ |  |  |
| ２　事　業　名 | 丸亀市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金 |
| ３　補助金の交付予定額 |  |
| ４ | (１)　この補助金に係る文書について、丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をすること。  (２)　この補助金は、丸亀市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。  (３)　次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。  ア　内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。  イ　中止し、又は廃止するとき。  ウ　予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。  (４)　補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。  (５)　市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。  (６)　この補助金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。  (７)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。  (８)　丸亀市補助金等交付規則及び丸亀市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。  (９)　この交付決定通知書は、補助金を交付することを決定する通知で、補助金額を決定するものではありません。確定額は、事業完了後の実績報告書に基づき、補助金交付確定通知書にて通知します。 |
|  | | | |